

## 新型コロナウイルス対策（コートジボワール（その20））

9月9日夕刻、コートジボワール政府は、9月4日付のコミュニケをホームページに掲載し、8月5日付コミュニケにて予告していた新型コロナウイルス対策のための国内空港における措置について、追加の発表を行いました。概要は以下のとおりです。

### ○ 8月5日の発表

#### 1 空港を出発する者

- (1) コートジボワールから出発する全ての渡航者は、国が指定するセンターにおけるPCR検査を含む新型コロナウイルスのスクリーニング検査を受診しなければならない。
- (2) 検査費用5万FCFAはオンライン([www.deplacement-aerien.gouv.ci](http://www.deplacement-aerien.gouv.ci))にて支払い可能。

#### 2 空港に到着する者

- (1) コートジボワールの空港に到着する全ての渡航者は、5日以内に実施されたPCR検査による陰性証明書又は過去の感染を示す抗体検査証明書の提示により、新型コロナウイルスに感染していないことを示さなければならない。
- (2) 上記証明書を保持していない全ての渡航者は、14日間の隔離が行われる。この費用は航空会社が負担する。

### ○ 上記に関し、9月4日のコミュニケにて以下の追加発表がありました。

- 1 空港を出発及び空港に到着する全ての者は、3日以内の新型コロナウイルス検査証明書を携帯しなければならない。

- 2 また、渡航のための事前申告の措置を実施している間は、事前申告に加え9月6日から新型コロナウイルス検査の陰性証明書の検査も実施されます。

なお、空港を利用する、または旅客機に乗降する全ての渡航者は、マスクを着用し、検温を受けることになっています。検温により、体温が38度を超える者又は感染を示唆する症状がある者は保健省の管理下に置かれます。

詳しくは、コートジボワール保健省サイト(<http://www.sante.gouv.ci/welcome/actualites/809>)を参照ください。

当地における政府の対応は、上記の発表のとおりには厳密になされていない面があります。

他方、エールフランスは、出発地における空港にて搭乗手続きを行う際に、陰性証明書等の確認を行うなどコミュニケを厳密に解釈しているとの情報もあるため、搭乗の際はご注意ください。

コートジボワール保健省により9月9日時点で確認されている発症者数は18815名（内17770名治ゆ、119名死亡）です。

今後とも最新の感染情報を入手するよう努めて頂くとともに、ご自身やご家族の安全の確保のため、細心の注意を払うようお願いします。

コートジボワールにおいては新型コロナウイルスの感染拡大は依然として収束しておらず、また10月末は大統領選挙も予定されていることから、コートジボワールから出国される際は、当館にご一報いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

**【連絡先】** 在コートジボワール日本国大使館（トーゴ、ニジェールを管轄）

大使館代表：（225）20 21 28 63（内線111）

Eメール：consulat@aj.mofa.go.jp